

年 月 日

## 保育料における寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

（あて先）茅野市長

（申請者）住所

氏名

私は、保育料の決定に係る市町村民税の算定において、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて下記のとおり申請します。

私は、保育料の決定に係る市町村民税の賦課期日が属する年の前年の12月31日現在及び申請日現在、次の事項のいずれにも該当していることを申し立てます。

- 1 婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
- 2 扶養親族又は支給認定保護者等と生計を一にする子（総所得金額が38万円以下で、他の人の扶養親族になっていない子）を有すること。
- 3 婚姻によらないで父となった男子である場合は、合計所得金額が500万円以下であること。

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、茅野市が申請者及び対象となる子の所得の額、世帯の状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日 氏名

Ⓔ

### 【添付書類】

- ・申請者の戸籍全部事項証明書
- ・申請者及び子の属する世帯全員の住民票
- ・申請者の所得証明書（合計所得金額が分かるもの）
- ・生計を一にする子の所得証明書（総所得金額等がわかるもの）

### 【注意事項】

- ・字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。
- ・寡婦（夫）控除のみなし適用を受けても保育料が変わらない場合があります。
- ・現在、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けている方は、毎年の現況届の提出時に本申請書を提出してください。
- ・虚偽の申請をした場合は、みなし適用を取り消すほか、保育料の減額分全額を返還していただきます。